

前橋公園を管理運営する指定管理者を募集します

1 目的

前橋公園（臨江閣、中央児童遊園を含む）について、公園エリア全体の魅力向上、管理一元化による利用者サービスの向上を図るため、新たに公募による指定管理者制度を導入します。

2 実施方針

- 公園利用者の利便性の向上＝管理運営の一元化による対応窓口の一本化
 - ☆民間の管理者へ利用許可等の一部権限を委任
- 収益重視のみならず、利用者や活動したい方の想いを考えた施設管理
- 文化財・観光（シティプロモーション）との連携・活用・協力
 - ☆前橋公園エリアの地域価値向上
- 歴史的風致維持向上計画との調整
- 安心、安全な公園運営のために施設の予防保全型管理
- 指定管理者による収益施設の整備・運営
 - ☆都市公園法に基づく設置管理許可制度を活用

3 指定管理期間（予定）

令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間

4 事業者の選定方式

公募により応募した事業者を選定委員会の審査により1者選定します。

5 主な応募資格等

- ・法人又はその他の団体（複数の法人等による共同企業体での応募も可能。なお、個人での応募は不可。）
- ・7月に開催する現地説明会に参加していること
- ・仕様書に規定される業務のほか、自主事業として収益施設の整備運営の提案が必須

6 今後の予定

令和6年	7月	公募開始（募集要項等の公表）、現地説明会
	9月	参加申込みの締め切り
	10月	指定管理者候補の選定（選定委員会）
	12月	指定管理者の指定に関する議案の提出
令和7年	4月	指定管理業務の開始

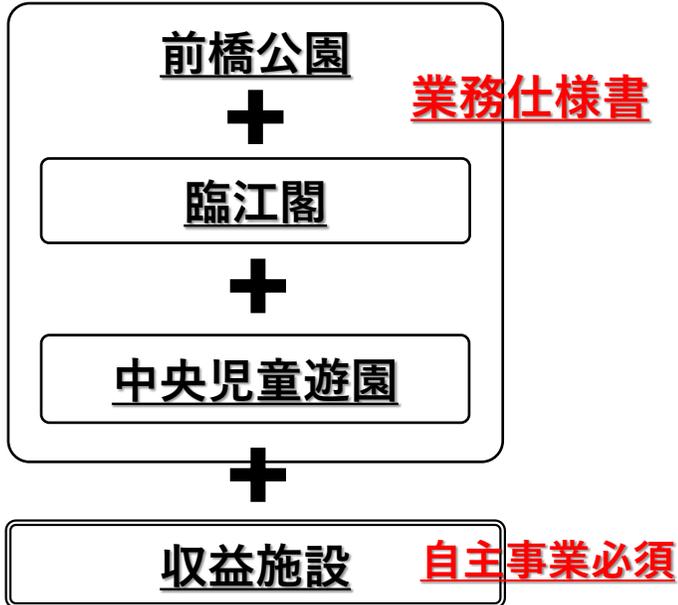
担 当 公園管理事務所 維持管理係
電 話 027-225-2116（内線：6090）

前橋公園の指定管理者制度

○指定管理区域

既開設区域の18.5haのうち、利根川左岸側（国体道路を除く）**約13ha**を新たな指定管理区域とする。

○指定管理業務



○指定期間

令和 7年4月 1日から
令和17年3月31日まで（10年間）

